

ふくおか県央環境広域施設組合規則第9号

ふくおか県央環境広域施設組合公の施設に係る指定管理者の
指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふくおか県央環境広域施設組合公の施設に係る指定
管理者の指定手続に関する条例(平成31年条例第11号。以下「条例」と
いう。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 条例の施行に関し必要な事項については、附属機関に係る規定を
除くほか、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
施行規則(平成18年飯塚市規則第20号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。